

鳥取県議会告示第4号

鳥取県議会事務局組織規程（平成7年鳥取県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

鳥取県議会議長 伊藤美都夫

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(各課及び室の分掌事務)</p> <p>第3条 各課及び室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>政務活動費</u>に関すること</p> <p>(10)～(20) 略</p> <p>調査課～図書室 略</p> <p>(職制)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 各課及び室に、必要に応じ次に掲げる職を置くことができる。</p> <p>課長補佐、係長、主事、衛視、自動車整備士、<u>現業技術員</u>及び現業主事</p>	<p>(各課及び室の分掌事務)</p> <p>第3条 各課及び室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>政務調査費</u>に関すること</p> <p>(10)～(20) 略</p> <p>調査課～図書室 略</p> <p>(職制)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 各課及び室に、必要に応じ次に掲げる職を置くことができる。</p> <p>課長補佐、係長、主事、衛視、自動車整備士、<u>運転士</u>及び現業主事</p>

附 則

この告示は、平成25年3月29日から施行する。